注意事項

**各種申請取下届出書**

１　取り下げとは、申請に対する消防からの回答が出る前に申請者の意思によって申請自体を破棄することをいう。「各種申請取下届出書」の受理によって当該申請は効力を失うものである。

２　取り下げが可能な申請種類と対象期間は次表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請種類 | 対象期間 |
| 許可申請 | 申請から　許可　又は　不許可　が出るまでの間 |
| 承認申請 | 申請から　承認　又は　不承認　が出るまでの間 |
| 認可申請 | 申請から　認可　又は　不認可　が出るまでの間 |
| 検査申請 | 申請から　適合　又は　不適合　が出るまでの間 |
| 認定申請 | 申請から　認定　又は　不認定　が出るまでの間 |

３　申請のときに、手数料がかかった場合は、申請を取り下げることによって手数料の返金は行えませんので、ご注意ください。

【提出部数】

２部提出（１部返納分）

【添付書類等】

　　※代理者による届け出の場合

　　・委任状

【類似する手続き】

　　・「設置（変更）許可取止届出書」